

陳情第 9 1 号		受理年月日	令和 8 年 2 月 2 0 日
付託委員会		環境水道防災委員会	
件名	「喫煙者に対し携帯灰皿保有」を促す決議の提案について		
要 旨 喫煙者は高額 of 納税者である、という主張がたまに見受けられるが、喫煙者の中にはマナーのよくない者がいるのが現実で、環境汚染だけでなく、処理費用も行政の負担である。 最近、公園や道路で吸い殻のポイ捨てが目立つように感じる。販売している企業である J T などに分煙施設の整備を促したが、なかなか整備されないのも現状である。市の予算も限られている。 「空き缶等散乱状況実態調査の結果（市ホームページ 更新日：2025 年 11 月 6 日 ページ番号：000153030）」を市も行っている中で、「ごみ種別のごみ量比較（小倉＋黒崎）」について、グラフを見ていただければ分かるが、全体数が減っている中でも、たばこのポイ捨てはほとんど減っていないことが明白である。 そこで、市議会として、携帯灰皿の保有について決議することで、市の姿勢を示し、かつ、市長に対し、吸い殻のポイ捨て対策を積極的に行うよう強く求めるという決意を示していただきたく、本内容を提案する。 なお、本内容に関し素案を作成したが、よりよい案がある場合は、ぜひそれを可決いただきたい。 記 1. 陳情事項 「喫煙者に対し携帯灰皿保有」を促す決議（案）を可決いただきたい。 2. 決議（案） 昨今、道路や公園で、吸い殻のポイ捨てが多く見られる。 喫煙者は、外出時には、必ず携帯灰皿を保持し、喫煙時にはそれを用いるべく使用して喫煙するよう求める。 吸い殻のポイ捨てをしないように求める。 また、周囲の大人が吸い殻のポイ捨てを見たときは、きちんと理性的			

に対応をするようこれを求める。

以上、決議する。

以上